五九　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五二

六〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成六年分～平成十四年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五二

六一　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五二

六二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五二

六三　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五二

六四　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五二

六五　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五二

六六　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五三

六七　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五三

六八　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五三

六九　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五三

七〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分～平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五四

七一　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八40五四

七二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分～平成二十四年分）を公表する件　二八40五四

七三　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分・平成二十五年分）を公表する件　二八40五九

○総務省、法務省、経済産業省

一　電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項に規定する特定認証業務の認定に関する件　二〇　二

二―五　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　二〇　二

○政治資金適正化委員会

八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　五　七

九　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一七　四

一〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二四　二

一一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二四　二

一二　〃　二七　二

○消防庁

一　消防団員服制基準の一部を改正する件　七25　二

二　消防団の装備の基準の一部を改正する件　七25　三

三　消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　二四　二

○法務省

一　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二　二

二　日本国に帰化を許可する件　二　二

三　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　三　二

四五　日本国に帰化を許可する件　五　七

四六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　六　二

四七　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　三　二

四八　日本国に帰化を許可する件　六　二

四九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一〇　二

五〇　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　三　二

五一　日本国に帰化を許可する件　七　二

五二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　七　二